

「地域における自殺の基礎資料（仮称）」の集計・公表方針（案）

平成 21 年 4 月 24 日

内閣府自殺対策推進室

警察庁の自殺統計（平成 19 年及び 20 年）に基づき、内閣府自殺対策推進室が作成する「地域における自殺の基礎資料（仮称）」の集計・公表方針について、以下のとおり整理する。

1. 集計項目

既に実施されている「年齢×性別×職業」及び「性別×職業×原因・動機」のクロス集計等（※）に加え、以下の項目の集計を検討。

(1) 無職者、自営業等及び被雇用者等の内訳、高齢者の年齢区分

具体的には、学生・生徒等以外の無職者について主婦及び失業者、自営業等について農林漁業者及び販売・飲食店主、被雇用者等について事務職及び販売従事者等。

高齢者の年齢区分については、60 歳代、70 歳代及び 80 歳以上。

(2) 同居人の有無

(3) 場所

具体的には、自宅、病院、高層ビル、駅構内、海（湖）・河川、山等。

（※）警察庁の自殺統計データ（平成 16 年から平成 19 年まで）について実施済み。

2. 公表内容

公表については、詳細なデータ公表及び個人情報保護の両立を図る観点から、「地域における自殺の基礎資料（仮称）」で実施。具体的な内容は、以下のとおり。

(1) 公表単位

行政機関個人情報保護法等を踏まえ、他の情報と照合しても個人が識別されないように公表を実施する観点から、4 以上（※）とする。

（※）数値が 1 から 3 までの場合は、「3 以下」として公表。

(2) 地域区分

「地域における自殺の基礎資料（仮称）」の地域区分については、原則、複数の警察署の管轄地域を統合した上で、一地域当たりの人口が 10 万人以上、かつ警察署の管轄区域を分割しない方式で設定。

3. 公表方法

(1) 「地域における自殺の基礎資料（仮称）」を都道府県等に配付するとともに、同資料の内容を内閣府自殺対策推進室ホームページに掲載。

(2) なお、地方公共団体がより詳細な情報提供を希望する場合には、都道府県の自殺対策担当部局と警察本部の間で、提供データの内容、活用目的及び取扱い等を協議した上で、可能な範囲でデータを提供（※）。

（※）合意を経て提供されたデータは、担当部局で個人情報保護条例等を踏まえ、適切に管理。